

戸籍制度に関する研究会

最終取りまとめ

平成29年8月

戸籍制度に関する研究会

【目 次】

第1	はじめに	1
1	検討開始の経緯	1
2	本報告書の構成	2
第2	戸籍制度と現状の事務の処理について	2
1	戸籍制度の意義・機能	2
2	戸籍事務に関する機関	3
3	戸籍事務の処理	3
4	戸籍の公開	4
5	届書類の保存	6
6	戸籍事務の電算化	7
7	副本	7
第3	委託・調査研究における調査結果の概要	8
1	戸籍情報の利用実態等の調査結果	8
2	戸籍に関する国民の意識調査の結果	10
3	文字に関する意識調査の結果	15
第4	戸籍事務におけるマイナンバーの活用等について	16
1	戸籍事務におけるマイナンバーの活用等を可能とすること	16
2	マイナンバーと戸籍情報との紐付けの範囲	17
第5	戸籍事務へのマイナンバー制度を導入するためのシステム形態等について	18
第6	第5を前提とした制度面の検討事項について	19
1	マイナンバー制度における情報連携に当たっての制度上の検討事項について	19
2	戸籍事務に関する制度上の問題点について	22
	戸籍制度に関する研究会の開催経過	37
	戸籍制度に関する研究会委員名簿	41

第1 はじめに

1 検討開始の経緯

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が成立し、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入されることとなった。この法律は、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を行政サービスの様々な場面で利用するマイナンバー制度を導入することにより、行政サービスの信頼性、透明性、行政運営の効率化を高めるとともに、行政サービスにおける国民の利便性の向上を図ることなどを目的としている。社会保障・税・防災の分野をマイナンバーの利用範囲と定めており、平成28年1月には具体的な運用が開始された。

マイナンバー制度の導入の検討段階において、戸籍事務もその利用範囲とすることが検討対象となっていたが、全市区町村の戸籍事務の電算化が完了していないなどの理由から、マイナンバー法の成立の際には、その利用範囲に戸籍事務を含むことは見送られた経緯がある。

その後、全国知事会から、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、戸籍事務を始め聖域を設けることなく検討を進めるべきである旨の要請がされ、「日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定平成26年6月24日改定）」において、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて検討を行うことなどが盛り込まれた。

さらに、「日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」、「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改定）」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定、平成27年6月30日改定）」においても、「戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者による研究会において、（中略）必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる」ことが盛り込まれた。その後、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）」において、「戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成31年度までに必要な法整備等を実施」とされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、「戸籍事務などの

公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進める」こととされている。

本研究会は、平成26年10月から、22回にわたり会議を重ね、その間、平成27年6月から開始されている戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。），平成27年度から法務省が委託する専門業者による調査・研究（以下「委託調査・研究」という。）と並行して、それぞれが論点として掲げる問題点についても制度面から議論を行い、それぞれにフィードバックする形で検討を行ってきた。

2 本報告書の構成

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための検討に当たっては、まずは、現状の戸籍制度、戸籍事務がどのようなものであるかを把握するとともに戸籍のシステム面の現状及び課題を正確に把握した上で、これを行うことが重要である。

そこで、本研究会においては、まず、戸籍制度と現状の事務の処理について、委託・調査研究において行った調査の結果を分析し、これらの結果を踏まえ、上記のとおり、システムワーキンググループでの議論も踏まえつつ、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について、とりわけ制度面を中心に検討を行った。

その検討の結果について、一定の方向性が本研究会で示されたものについては、一定の試案の形で示すこととした。

第2 戸籍制度と現状の事務の処理について

1 戸籍制度の意義・機能

戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とする制度であるところ、戸籍によって登録・公証される身分関係の主なものとして、氏名、男女の別、出生及び死亡に関する事項のような本人自身に関する事項や、親子関係、夫婦関係のような他者との基本的な身分関係に関する事項のほか、親権者や未成年後見人などの法定代理人に関する事項（注1），推定相続人の廃除のような相続に関する事項等がある。

また、戸籍（除籍を含む。）の内容を証明する謄本、抄本及び記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）は、一般旅券の発給申請や児童扶養手当の受給申請などの各種の公的な手続において提出を求められ、申請者等の国籍や身分関係の証明に供されている。

（注1）平成11年の民法の一部改正及び成年後見登記等に関する法律の制定により、従来の禁治産・準禁治産制度は、後見・保佐制度に改められ、戸籍記載に代わる新たな公示制度として、成年後

見登記制度が創設された。

2 戸籍事務に関する機関

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、第一号法定受託事務とされ、市区町村の長（注2）のみがこれを管掌しており（戸籍法（昭和22年法律第242号。以下「法」という。）第1条、第4条），法務省は、市区町村が戸籍事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定め、法務局は、戸籍事務の処理に関する助言、指示等を行うこととされている（法第3条第1項、第2項）。これを踏まえ、市区町村は、法令及び法務省の発出した通達等に則り、市区町村ごとに、戸籍の届出等の受領、その受理・不受理の審査・決定を行うほか、本籍と定められた場所（以下「本籍地」という。）のある市区町村は、戸籍の記載や戸籍簿・除籍簿の管理・保存などの戸籍事務を行う。これに対し、法務局は、戸籍事務の処理について、市区町村から照会を受けて、必要に応じて、審査を行い、市区町村に対し、指示又は助言をしている。

（注2）戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが、東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項）においては、区長が管掌する（法第4条）。

3 戸籍事務の処理

（1）届書の提出

戸籍の届出は、届出人の所在地（一時滞在地を含む。）など、届出事件の本人の本籍地以外でも行うことができ（法第25条第1項、第51条第1項等），届出全体のうち、非本籍地における届出は、平成27年度において、届出全体の26.20%を占めている（注3）。

また、非本籍地の市区町村における分籍及び転籍の届出の際には、届出人は、戸籍謄本を届書に添付しなければならず（法第100条第2項、第108条第2項），それ以外の届出であっても、市区町村長は、届出の受理に際し、必要があるときは、戸籍謄本等の提出を求めることができるとされ（戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第63条），実務上、非本籍地に婚姻、離婚等の届出をする場合には、戸籍謄本等の添付を求めている。

（注3）平成27年戸籍統計による。なお、これには1通の届出に含まれる複数の本人のうちの一部の本籍地にされた届出は含まれていない。

（2）届出の受理・不受理の審査の際の戸籍情報の照会

非本籍地における届出であっても、届出がされた市区町村において、当該届出の受理・不受理を決定することとされているため、その審査の過程において、当該届出事件の本人の戸籍情報を確認する必要がある場合がある。例えば、非本籍地の市区町村が、戸籍謄本の添付のない婚姻届の提出を受けた場合には、夫婦となる者の戸籍を確認し、例えば、再婚禁止期間にかからないことなどの婚姻要件の有無を審査しなければならない。しかし、その市区町村は、本人の戸籍情報を保有していないため、届出審査の一環として、本籍地の市区町村に電話で問合せを行ったり、戸籍謄本等の公用請求（法第10条の2第2項）を行うなどして対応しているのが実情である。

(3) 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村において届出を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届出を受理した市区町村は、届出書の謄本を作成し（法第36条3項），本籍地の市区町村に送付しなければならない（規則第26条）。

(4) 戸籍簿・除籍簿の管理

戸籍及び除籍は、本籍地の市区町村が、これをつづって戸籍簿及び除籍簿として保存するとし（法第6条、第7条、第12条第1項），戸籍事務が電算化されている場合には、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍（いわゆる戸籍正本データ）を蓄積して戸籍簿及び除籍簿としている（法第119条第2項）。

また、戸籍は、正本と副本を設け、正本は、市区役所又は町村役場に備えることとされている（法第8条）。戸籍事務が電算化されている場合は、戸籍の正本は、市区町村ごとに構築・運用されている戸籍情報システムにより管理されており、さらに、正本である戸籍簿・除籍簿データと同一の事項の記録（副本とは別のバックアップとしてのデータ）を別に備えることが義務付けられている（規則第72条第1項）。

4 戸籍の公開

(1) 戸籍制度については、明治31年以来、公開の原則が採用されていたが、自己の情報を持たせたくないという国民意識の高まりを背景として個人情報の保護の社会的要請が強まつたことなどから、平成19年に戸籍謄本等の請求に関する戸籍法改正が行われた。

これにより、請求者を、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しく

は直系卑属（以下「本人等」という。）と、それ以外の第三者に分類した上で、本人等については、理由を明らかにすることなく、戸籍謄本等を請求できるが、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかな場合はこれを拒むことができることした（法第10条）。一方、第三者については、更に、自己の権利の行使等のために戸籍の記載事項を確認することが必要な者、国又は地方公共団体の機関及び弁護士等の資格者に分類の上、請求者の属性に応じた要件を各別に定めている（法第10条の2）。

(2) 戸籍謄本等の交付については、本籍地の市区町村のみにおいて行っており（法第10条、第10条の2、第12条の2、第120条），戸籍謄本等の請求の方法としては、本籍地市区町村の窓口で請求する方法のほか、郵送による方法がある（注4）。なお、平成22年以降、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を利用して交付請求者本人の戸籍謄本等を交付する取扱いも、一部の市区町村において開始されており、平成29年7月1日現在361の市区町村において実施されている（注5）。

戸籍謄本等の交付の手数料の額は、政令（地方自治体の手数料の標準に関する政令）により標準額が定められているが、具体的には市区町村が条例により定めることができることとされている（一例として、千代田区では戸籍謄抄本1通につき450円、除籍謄抄本1通につき750円。）。なお、手数料の納付の方法として、統一的に定めたものはないが、窓口及びコンビニエンスストアで請求する場合は現金で、郵送による請求の場合は定額小為替で、それぞれ納付する取扱いが一般的である。

また、法務局においては、災害時等の特別の場合にのみ、一般行政証明として無料で戸籍の副本の記載事項証明書を交付している。

（注4）前記の方法によるほか、オンラインによる交付請求も可能であり、平成29年8月1日現在、東京都中野区及び神戸市において取扱いを開始している（料金の納付方法について、東京都中野区はペイジーによる振込、神戸市はクレジットカード決済）。

（注5）戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付については、これまで住所地と本籍地が同一市区町村内にある場合に限り証明書の取得が可能であったところ、平成28年5月から特定の市区町村を本籍地とする証明書については、マイナンバーカードを利用することにより、同一市区町村内に限らず戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付が可能となった。このような住所地と本籍地が同一市区町村でない場合の戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付を今後導入する市区町村が増えることが予想される。

ただし、本籍地と住所地が異なる利用者が新たに本サービスを利用しようとする場合は、当該本籍地が本サービスを実施していることを前提となるほか、事前にコンビニエンスストアの

マルチコピー機又は自宅等からインターネットを用いて、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書の認証を受け、所定の画面上に「本籍」、「筆頭者氏名」、「連絡先電話番号」等の必要事項を入力して利用登録申請を行い、申請を受けた本籍地市区町村においてマイナンバーカードに記録されたシリアル番号と戸籍情報の紐付けを行う必要がある。

5 届書類の保存

届書類（届書、申請書その他の書類）は、戸籍の記載を了した後は、戸籍が滅失した際の再製資料として、あるいは、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして、利用されている。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載を了した届書類のうち、本籍人に関するものは、市区町村から法務局に1か月ごとに送付され、法務局において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、法務局が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、保存期間が5年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後、副本データが遅滞なく送信されるため（7参照）、保存期間は5年となる。他方、非本籍人に関する届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

また、戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届出等）は、当該年度の翌年から、創設的届出については50年、報告的届出については10年保存する（規則第50条）（注6）。

なお、実務上、一部外国人に関するものは「当分の間」保存するとされている（昭和41年8月22日付け民事甲第2431号民事局長通達。「在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間は本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保管する。」）。

いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注6）戸籍の届出は、身分関係の発生・消滅等が既に生じているものを戸籍に反映させるために届ける「報告的届出」と、届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」に区別される。報告的届出に属するものとして、出生届、死亡届、裁判離婚届、裁判認知届などがあり、創設的届出に属するものとして、婚姻届、養子縁組届、協議離婚届、任意認知届などが

ある。

6 戸籍事務の電算化

戸籍事務は、平成6年の戸籍法改正により、コンピュータにより処理することが可能となった。その後、平成7年度から平成15年度までの間、電算化に必要な経費について、特別交付税による財政支援がされ、各市区町村がベンダー（8社）から個別に戸籍情報システムを調達して順次電算化を進めた結果、電算化した自治体の数は、平成7年時点の24府から平成15年には1,497府へと拡大した。平成29年8月1日現在、1,896の市区町村のうち、1,892の市区町村（全体の約99.79%）において電算化が完了している。

しかし、戸籍の電算化は、その時点の現在戸籍について、市区町村ごとに段階的に行われており、全市区町村が保管する戸籍情報には電算化されたものと電算化されていないものが混在している現状にある。さらに、基本的に、各市区町村の戸籍情報システムは独立しており、市区町村間のネットワーク化はされていない（注7）。そのため、(2)に記載のとおり、非本籍地の市区町村において、直接戸籍情報の確認又は戸籍謄本等の交付をすることはできず、本籍地の市区町村に電話で問合せたり、戸籍謄本等の公用請求を行うなどしてその戸籍情報を照会する必要がある。

（注7）政令指定都市の中には、市内全行政区のシステムサーバを1か所に設置し、各区間をネットワークで接続している自治体も存在する。また、複数の自治体で一部事務組合を組織し、共同施設において戸籍情報システムを運用している場合もある。ただし、いずれの場合もデータの統合まではされていない。

7 副本

戸籍は、正本と副本を設け、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」という。）が保存することとされている（法第8条）。

副本は、主として戸籍が滅失した場合の再製（法第11条）のための資料としての役割を担っている。戸籍の電算化がされている場合には、副本は、法務省によって構築された戸籍副本データ管理システムにより管理されており（全国2か所に戸籍副本データ管理センターが設置されており、副本データの管理に当たっている。），市区町村長は、戸籍の記録をした後遅滞なく、総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用して同センターに副本データを送信することとされている（規則第75条第1項参照）。

第3 委託・調査研究における調査結果の概要

委託・調査研究において、戸籍情報の利用実態等の調査、戸籍に関する国民の意識調査、文字に関する意識調査等を行った。その結果の概要については、以下のとおりである。

1 戸籍情報の利用実態等の調査結果

(1) 戸籍謄本等の利用目的に係る調査

ア 戸籍謄本等の交付を行う市区町村への調査

東京都内のある自治体で現地調査を行い、平成26年分の戸籍謄本等の交付請求書の内容を精査し、戸籍謄本等の利用目的及び提出先を調査した。その後、全国の市区町村に対し、現地調査によって得られた戸籍謄本等の交付請求時の利用目的別の比率との差異について確認した。

その結果、全国の市区町村における戸籍謄本等の利用目的別の比率は、現地調査での上位4種類（1位：相続関係手続、2位：年金・社会保険関係手続、3位：旅券関係手続、4位：戸籍届出。これら4種類で53.3%を占める。）とおおむね同様の傾向であることが分かった（注8）。

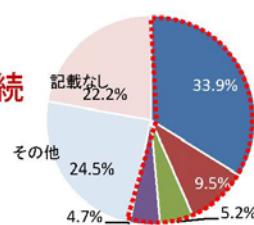
また、利用目的別の戸籍謄本等の種別について、相続関係手続、年金・社会保険関係手続においては、主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付しており、旅券関係手続、戸籍届出においては、主に戸籍謄抄本を交付していることが分かった。（注8）ただし、その他の割合も43.3%を占めているところ、第2の4（1）のとおり、本人等請求の場合、理由を記載しなくとも戸籍謄本等の交付請求が可能であることから、上記割合については、若干の変動があり得ることに注意を要する。

戸籍証明書の利用目的

多い利用目的（現地調査）

- 1位 相続関係手続
- 2位 年金・社会保険関係手続
- 3位 旅券関係手続
- 4位 戸籍届出

上位4つで53.3%を占める



書面調査における全市区町村の傾向

1位で86.7%、2位から4位までで85.6%の市区町村が現地調査結果と「同様である」と回答

イ 戸籍謄本等の提出を求める行政機関へのヒアリング調査

各行政手続において、戸籍謄本等の提出を求めている行政機関において戸籍謄本等で確認している事項等について、当該行政手続を所管する省庁の担当者に対するヒアリング調査を行った。

その結果、利用目的としては、(i)手続の申請書等に記載された内容の確認、(ii)手続の対象者について親族的身分関係にある者の探索等の2つに大別することができた。

(2) 戸籍事務の処理方法等に係る調査

戸籍事務の現状における課題を把握し、今後の戸籍事務の在り方を検討するため、市区町村及び法務局における戸籍事務処理の実施状況（戸籍事務処理（戸籍謄本等交付、届出の受理、戸籍訂正、法務局への照会等）、戸籍に係る他機関への通知の状況等）について調査を行った。

その結果、例えば、規模が大きい市区町村の多くは、戸籍情報システムの自動審査機能（注9）を使用する前に処分決定を行い、逆に、規模が小さい市区町村の多くは、自動審査機能を使用した後に処分決定を行っているなど、市区町村によって事務の流れに違いがあることが明らかとなった。

また、戸籍の窓口から他機関（他の市区町村の戸籍窓口を含む。）に行う通知の実情について、届書送達確認書、本籍人分届書送付目録の送付だけで、65%を超えていることが分かった。

（注9）戸籍情報システムは、届書等により入力された個々の事項が入力すべき事項として適当であること及び相互の事項に矛盾がないことを点検するとともに、入力された内容が民法、戸籍法等の法令に適合しているかどうか等の受理要件を審査し、当該事項が不適当な場合若しくは矛盾する場合又は法令に適合していない場合は、その旨を表示する機能として、自動審査機能を有している。

(3) 戸籍情報システムの実態に係る調査

戸籍情報に係る保持形態の検討を適切に行うため、現状の戸籍情報システムの構成や費用等についての調査を行った。その結果、現状の市区町村における戸籍情報システムについて、自府内単独で運用している市区町村が約92%を占め、複数の市区町村が共同で運用している場合は約8%であることが分かった。

また、全市区町村における戸籍情報システムの総経費については、5年間で約1300億円から1400億円程度と試算されることが判明した。

加えて、戸籍情報システムの更新時期については、市区町村ごとにそれぞれ異なっ

ており、現行システムのリース期間はおおむね5年間であることが分かった。

(4) 戸籍情報の態様等に係る調査

複数の戸籍情報に記録されている個人の統合について技術的及び費用的観点から合理的な方法等について検討を行うため、戸籍副本データ管理センターの副本データを基に、名寄せのシミュレーションを実施した。その結果、電算化戸籍については、約90%が機械的に名寄せをすることができ、電算化に伴う改製原戸籍（平成改製原戸籍）についても、80%弱が名寄せをすることができた。他方、電算化以前の除籍の画像データに関しては、名寄せが困難であった（注10）。

（注10）上記シミュレーションは、市区町村の戸籍正本データではなく、全国2か所の戸籍副本データ管理センターでそれぞれ実施したため、戸籍情報が両者にまたがる場合は名寄せの対象外とし、外字については、第6に示されるように統一がなされていないため、ワイルドカード（全ての対象文字にマッチする文字）として判定を行うなど、一定の制約の下に実施したものである。

(5) 戸籍記録文字に係る調査

戸籍に記載されている文字の統一的な整理を検討するため、市区町村で管理する外字数及びその管理状況等を調査した。その結果、市区町村で外字として取り扱っている文字数は約102万字に達する見込みであるとの試算を得た。また、市区町村及び戸籍情報システム開発事業者から入手した文字から文字同定を試行する対象文字を無作為に抽出し、戸籍統一文字を包摂先の文字集合として文字同定作業を試行したところ、外字全体のうち約86.1%については、一定の基準の下で戸籍統一文字に包摂されることが分かった。さらに、電算化に際して、誤字を正字で記録しないで欲しい旨の申出等があり、改製をしなかった戸籍（以下「改製不適合戸籍」という。）の原因となっている文字の一定数についても、戸籍統一文字に包摂され得ることも分かった。

2 戸籍に関する国民の意識調査の結果

(1) 調査概要

前記1の調査を通じて、戸籍謄本等を交付する市区町村側から見た戸籍謄本等の利用目的等を把握してきた一方、戸籍謄本等を交付請求する国民側のニーズについても直接的に把握する必要があることから、戸籍に関する国民の意識調査を平成28年5月にWeb方式で実施した。

調査対象については、性別（男、女）、年齢（20代から70代まで）、地域（北

海道・東北、関東、中部・近畿、中国・四国・九州)、居住地域の人口レンジ(国民における公的施設やコンビニエンスストアまでのアクセス性に係る観点)の4つの観点から、それぞれ性別2区分、年齢6区分、地域4区分、居住地域の人口レンジ2区分の分類を設定し、計96セグメントに分け、各セグメントごとに100人の調査対象者から回答を収集することを目標とする調査(標本調査)とした。

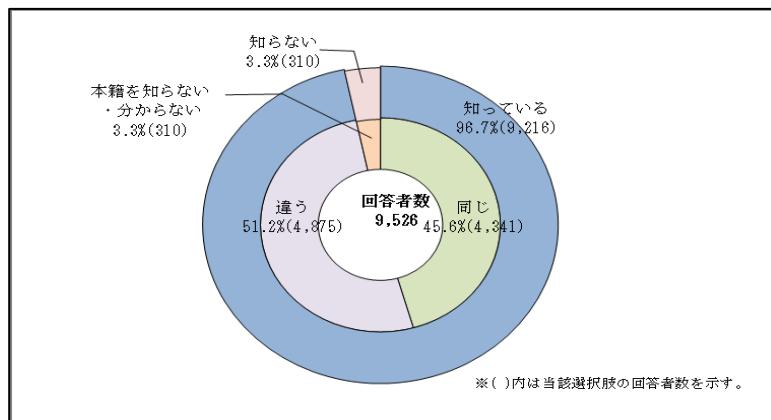
調査項目については、主に本籍に関する認知度及び本籍を定めることに係る調査、戸籍謄本等の交付請求方法に係る調査、戸籍謄本等の交付請求方法に対するニーズに係る調査、戸籍謄本等の表示項目の適切性に係る調査を行った。

(2) 調査結果

調査結果としては、主に以下のものが挙げられる。

- ・本籍に関する認知度については、表1のとおり大多数(約97%)が自身の本籍を把握しており、このうち、本籍と住所の関連性について、本籍と住所が「違う」割合は約53%、本籍と住所が「同じ」の割合は約47%であった。もっとも、大多数が自身の本籍を把握しているとの調査結果については、本研究会の委員から、実際の交付請求の場面での経験を踏まえると、自身の本籍を正確に地番まで把握している人はそこまで多くないのではないかとの指摘があった。

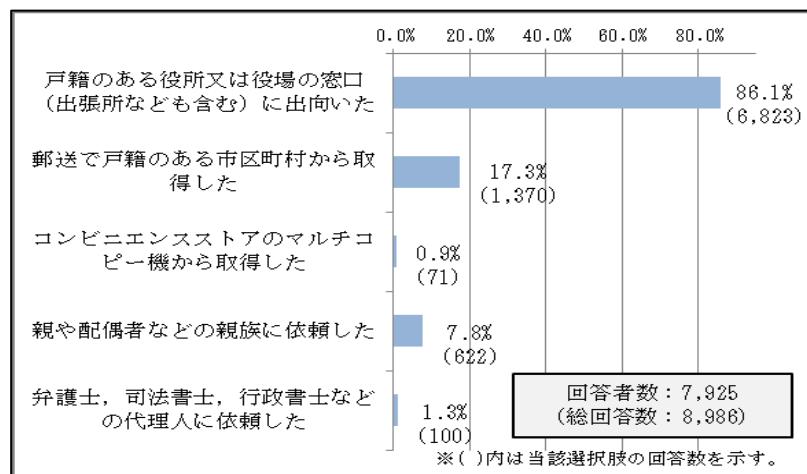
○表1：本籍に関する認知度



- ・本籍と住所が違う理由については、「本籍を変えることを意識したことがない」の回答が一番多かった(約22%)ものの、一方で、「自分の実家を本籍にしたいから」、「自分の生まれ故郷などの地縁があるところを本籍にしたいから」、「その場所を本籍にすることにこだわりがあるから」といった本籍地にこだわりがあると思われる者からの回答(約15%)も一定数存在することが分かった。

- 戸籍謄本等の交付請求方法については、表2のとおりであり、「戸籍のある役所又は役場の窓口（出張所なども含む）に出向いた」と回答した者が約86.1%で一番多く、また、交付請求をした目的については、表3のとおり、「①パスポート申請のため」が約62%で一番多く、次いで「②婚姻届などの戸籍の届出で提出するため」、「③年金や児童扶養手当などの社会保障給付金受給に関する手続で提出するため」、「④相続税申告、相続登記などの相続に関する手続で公的機関に提出するため」の順であった。

○表2：戸籍謄本等の交付請求に利用した取得方法

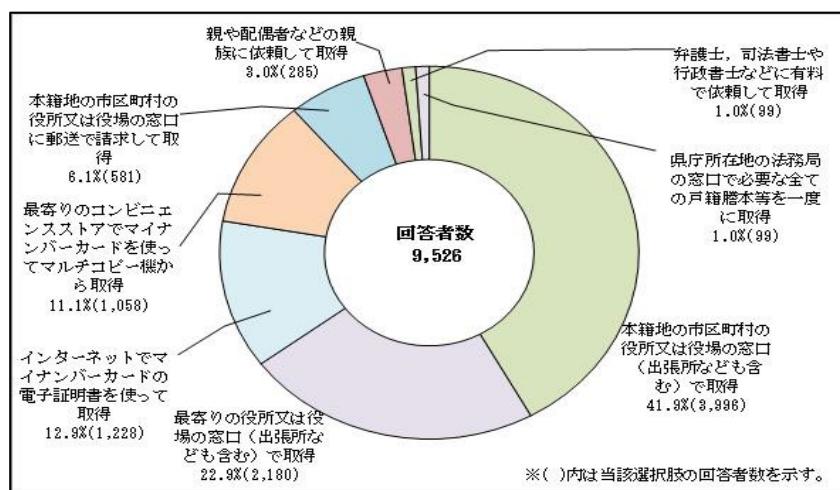


○表3：戸籍謄本等の交付請求をした目的



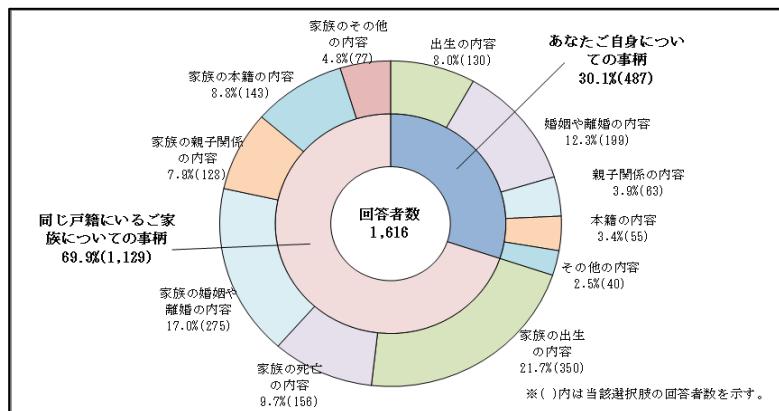
・戸籍謄本等の交付請求方法に対するニーズについては、表4のとおりであり、「本籍地の市区町村の役所又は役場の窓口（出張所なども含む）で取得」したいとする回答が一番多かった。その理由としては、「一番手間がかからず、便利な方法だと思うから」、「時間をかけずに取得できると思うから」の回答が約75%を占めており、一方で、「その方法がセキュリティ上安全だと思うから」は約15%であり、手間や時間と比較してセキュリティはそれほど優先度が高くないと考えられる結果となった。また、「最寄りのコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使ってマルチコピー機から取得」したいと回答した者の割合は、年代が若い（特に20代）ほど高く、「本籍地の市区町村の役所又は役場の窓口（出張所なども含む）で取得」、「最寄りの役所又は役場の窓口（出張所なども含む）で取得」したいと回答した者の割合は年代が上がるにつれて高くなる傾向が見られた。

○表4：取得方法として利用したいもの



・戸籍情報の中でよりプライバシー情報だと思われている部分を明らかにするため、戸籍謄本等の書面上表示される事柄について、他人に見られたくない具体的な部分は何かという調査を実施した。その結果、国民の6人のうち1人は、自身の戸籍謄本等に表示されている内容について見られたくないという意識があることが分かった。また、表5のとおり、戸籍謄本等に表示されている事項のうち他人に見られたくない事項について、「自身の事柄」が約30%、「同じ戸籍にいる家族についての事柄」が約70%と、自身の事柄より家族の事柄の方が上回ることが分かった。

○表5：戸籍謄本等で他人には見られたくない内容について



(3) 市区町村側から見た戸籍情報の利用実態等に係る調査との差異について

戸籍謄本等の利用目的に係る回答の上位が、前記1(1)アの市区町村側から見た調査では、「相続関係手続」、「年金・健康保険・社会保険関係手続」、「旅券関係手続」、「戸籍届出」の順であったのに対し、国民の意識調査(前記2(2))では、「旅券関係手続」、「戸籍届出」、「年金・健康保険・社会保険関係手続」、「相続関係手続」の順となっており、順位が異なっている。

この点については、国民の意識調査における設問上では、戸籍謄本等の各利用目的による請求経験の有無のみの回答を求めたものであり、利用目的ごとに請求した戸籍謄本等の通数までは確認をしていないことに起因するものと考えられる。

例えば、「相続関係手続」については、被相続人の戸籍が複数にまたがっている場合(例えば、昭和改製原戸籍・婚姻による新戸籍・平成改製原戸籍など。)や相続人が複数存在する場合が多いこと、また、「年金・健康保険・社会保険関係手続」については、「受給権者の死亡に伴う請求手続」及び「本人の年金手続」と一定の年代で少なくとも2回は戸籍謄本等を請求する機会があることからすると、利用目的が「相続関係手続」及び「年金・健康保険・社会保険関係手続」である場合、戸籍謄本等の請求数は複数になることが多く、他方、利用目的が「旅券関係手続」及び「戸籍届出」である場合、戸籍謄本の請求件数が複数であることはほとんどないと考えられる。

そうすると、国民の意識調査の結果における利用目的に係る回答順位を、直ちに戸籍謄本等の請求件数の順位として捉えることは適当ではないと考えられる。

3 文字に関する意識調査の結果

(1) 調査概要

戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とした場合、個人のマイナンバーと戸籍情報の紐付けを行い、連携情報として用いるためには、戸籍情報が電算化されていることが前提であり、非電算化の市区町村の戸籍の電算化及び改製不適合戸籍の解消が課題となっている。

このうち、改製不適合戸籍については、当該戸籍に記載されている誤字（以下「改製不適合文字」という。）が主な原因と考えられる。改製不適合戸籍の解消に当たっては、電算化作業時における改製不適合文字に関する市区町村の取組の実態や告知者の意見等を確認し、検討材料とすることが望ましいと考えられるため、改製不適合戸籍数が比較的多い市区町村及び改製不適合戸籍がない市区町村合計7市区を対象とし、改製不適合戸籍が改製された事例、対象者への告知方法、告知に基づく対象者からの照会内容及びその対応方法等のヒアリングを実施した。

(2) 調査結果

ヒアリングの結果、改製不適合戸籍に関する主な回答としては、

- 改製不適合戸籍の減少傾向については、改製不適合戸籍が在籍者の死亡等により全部除籍になったことのほか、例えば、戸籍事項証明書のコンビニ交付を開始するなど、再度告知をする機会を利用して改製の申出を促した結果、その再告知に一定の効果が見られたとするものがあった。
- 正字等に引き直すことに対する拒否に関する主な意見としては、「文字への思い入れ、愛着がある」、「墓石等に使用されている」、「先祖代々使用している文字を変更することはできない」、「画数が変更となってしまう」といった個人的、又は感情的な事情に基づく意見が多く、これらの意見を有する住民に対する説得は難しいと思われる。
- 改製不適合文字が記載されている戸籍の在籍者への告知については、一定の形式が示されているものの、分かりやすい表現にするなどの工夫をしていた。告知の段階で、改製に関する詳細な説明や氏名の文字の字形が変更することの影響について記載した別紙を送付するとともに、告知に基づく対象者からの照会への対応について、折り返し連絡するなど、積極的に説得する機会を得る方針とした。
- 改製不適合文字がコンピュータ上で表示することができない場合や戸籍事項証明書の交付に時間を要するなど、日常生活において不利益が生じていたことが申出に繋がったことや、改製不適合戸籍の在籍者の意思が経年によって変化していた

ことなどにより、改製不適合戸籍の解消が進んだ。

などの回答があったほか、改製不適合文字の解消に向けた施策として、法令等の整備が必要であるとの意見が複数の市区町村からあった。逆に、今後、改製不適合戸籍を解消するための施策を実施することにより、告知した当初の問題が再燃してしまうことを危惧する回答もあった。

また、文字のデザイン差の取扱いについても、基準となる明確な規則や法令が存在しないため、住民への説明に苦慮している実態が判明した。

さらに、改製不適合文字を戸籍に記録することができる文字として新たに追加するとする案について、どのように考えるかという質問については、「これまでの（戸籍に記載した誤字を解消する）文字の取扱いに係る制度と矛盾しない方針とすべきである。」といった意見を始めとして否定的な意見が多かった。

第4 戸籍事務におけるマイナンバーの活用等について

1 戸籍事務におけるマイナンバーの活用等を可能とすること

前記第3の1の戸籍情報の利用実態等の調査及び2の戸籍に関する国民の意識調査によると、全市区町村における戸籍謄本等の交付請求時の利用目的の比率が、相続関係手続、年金・社会保険関係手続、旅券関係手続及び戸籍届出の4種類で約半数を占めることをそれぞれ確認することができた。

また、戸籍謄本等の提出を求める行政機関の利用目的が、手続の申請書等に記載された内容の確認と手続の対象者に係る親族的身分関係にある者の探索等に大別されたことも確認することができた。

これらの調査結果を踏まえ、本研究会においても、マイナンバーを活用して戸籍事務を行う市区町村及び法務局間で、戸籍情報の授受を行うこと（以下「戸籍事務内における活用」という。）及び他の行政事務に情報の提供をすること。（注11）により、行政運営の効率化及び行政サービスにおける国民の利便性の向上が期待され、マイナンバー制度の導入趣旨に合致するものと考えられることから、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについて一定のメリットがあると認められるとの意見が多かった。

他方、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについては、より具体的な課題があるのではないかとの意見のほか、必ずしもマイナンバーを活用しなくとも、戸籍情報システムを一元化することにより、戸籍事務の効率化を実現することが可能ではないかとする意見もあったが、後記第5のとおり、戸籍情報システムを一元化すること

については、システムワーキンググループでの議論において、現時点では困難であるとされ、本研究会においても、システム形態については、システムワーキンググループでの結論と同様の方向性で検討することに同意を得た。

（注11）マイナンバー制度における情報連携について

戸籍事務は、全国市区町村並び法務局及び地方法務局という複数の行政機関内において行われており、上記のとおり、ここでは、マイナンバーを活用して複数の行政機関間で戸籍情報の授受を行うことを「戸籍事務内における活用」という。戸籍事務内における活用に関して必要となる具体的な法手当については、別途、マイナンバー法を所管する内閣府と協議中である。

これに対し、他の行政事務に対する情報提供として、マイナンバー制度は、原則として、情報提供ネットワークシステムを利用して行うこととしており（マイナンバー法第19条第7号），ここでは、これを「ネットワーク連携」という。なお、この方法による情報提供については、運用上のポリシーとして、情報提供ネットワークシステムの中間サーバに個人を特定する本人確認情報（住所、氏名、性別及び生年月日）を置かないこととされている（したがって、個人を特定する本人確認情報（住所、氏名、性別及び生年月日）は、住民基本台帳ネットワークシステムから取得することとされている。）（研究会資料18第4の3参照）。

また、他の行政事務に対する情報提供の方法として、例外的に、マイナンバー法上、情報提供ネットワークシステムを用いない方法も規定されており、ここでは、これを「個別連携」という。例えば、マイナンバー法第19条第9号においては、一定の条件の下で、国税庁が市区町村に対し、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を提供する。

2 マイナンバーと戸籍情報との紐付けの範囲

前記3の1(4)のとおり、戸籍情報システムの電算化をする時点で、改製原戸籍であったもの及び既に除籍とされていたものについては、システム上画像データで保存されており、画像データという性質上、これらについて、複数の戸籍に記録されている個人を名寄せしマイナンバーと紐付けることは技術的に困難であることが調査の結果、明らかとなっている。加えて、電算化以前の紙の戸籍については、相続の場面で利用されることが多いと考えられるが、マイナンバー法が施行された平成27年10月以前に死亡した者については、そもそもマイナンバーが付番されていない上、過去の全ての紙戸籍について、今後必ず相続の場面で用いられるものではなく、名寄せをする必要性が不可欠であるとまではいえない。

他方、電算化後の戸籍情報のみにマイナンバーを紐付けることとしても、戸籍謄本等の利用目的の上位に挙げられるもののうち、過去の戸籍が必要な相続手続を除いた年金・社会保険関係手続のうちの一定の範囲（児童扶養手当請求・老齢年金請求・年金分割請求）や一般旅券発給手続については、相当程度対応できるものと考えられる。

そこで、個人を名寄せしマイナンバーと紐付けることで提供を行う戸籍情報については、費用対効果の観点から、市区町村において既に電算化されている戸籍及び除籍（画像データは除く）を対象とすることが相当である。

第5 戸籍事務へのマイナンバー制度を導入するためのシステム形態等について

マイナンバーの戸籍事務内における活用や他の行政事務とのネットワーク連携（注11参照）を行うためのシステム形態の在り方について、第18回システムワーキンググループ（平成29年3月29日開催）において、委託調査研究の調査結果を踏まえて議論が行われた。

システムワーキンググループにおいては、システム構築の効率化、合理化の観点から、既存の市区町村の戸籍情報システムは維持しつつ、国において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築して、戸籍事務内において活用し、あるいは、他の行政事務に提供するための連携情報を保有することが相当であり、現行の戸籍副本データ管理システムの仕組み（市区町村の戸籍の正本の更新情報を法務省のシステムに送信する方法）を利用することが相当とされた。その前提として、市区町村の戸籍情報システムを一元化することについては、氏名に使用している字形の変更、移行対象のデータ形式の問題、中間標準レイアウトに含まれないデータの取扱い等様々な問題があり、現時点では困難であるとされた。

以上のシステムワーキンググループでの検討結果を踏まえ、当研究会においても、第19回（平成29年4月11日開催）においてシステム形態等について議論を行った。その結果、本研究会においても、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用してマイナンバー制度導入のためのシステムを構築する方向で検討することについて合意を得た（補足資料16参照）。

そこで、以下、上記システム形態を前提に、制度面について検討すべき論点について、整理するものである。

第6 第5を前提とした制度面の検討事項について

1 マイナンバー制度における情報連携に当たっての制度上の検討事項について

(1) 国が連携情報を管理することの根拠規定

国（法務大臣）が、国及び市区町村が戸籍事務内において活用するための連携情報管理するための根拠規定を設けるものとする。

(補足説明)

現行戸籍法には、市区町村長を戸籍事務管掌者と定める規定（法第1条）及び国（法務大臣及び法務局又は地方法務局の長）による戸籍事務への関与を定める規定（法第3条）があるところ、現在の戸籍の正本情報の管理については、従来どおり市区町村で行うこととしつつ、前記第5のとおり、法務省において、マイナンバー制度導入のためのシステムを構築し、戸籍事務内における活用やネットワーク連携を行うこととするのであれば、現在の市区町村長を戸籍事務管掌者とする法第1条の規定については維持する一方、国（法務大臣）が責任を持って、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し連携情報を整備して管理する行政主体であることを戸籍法に定める必要がある。

なお、このように、国において整備する連携情報については、文字情報が同定されたものとなるなど、現在の副本情報とは内容が異なることとなるため、戸籍の正本情報が滅失した場合の再製資料等として、正本情報そのものの写しである副本情報を保持することは依然として必要であるから、現行の戸籍副本データ管理システムは維持する必要があると考えられる。

また、現在、戸籍事務の未電算化庁は、1896市区町村のうち4団体（注12）であるところ、国において、マイナンバー制度における情報連携を行うに当たって、国民に関する情報を正確に提供するためには、未電算化庁全ての電算化が必要不可欠の前提となる。平成6年に戸籍事務の電算化が可能になって既に20年余りが経過していることなどを踏まえると、全市区町村の電算化はもはや時代の要請であるといえる。これら未電算化庁の電算化については、未電算化庁に対する働きかけが重要であるものの、マイナンバー制度における情報連携のために電算化が必須であることから、国が責任を持って対応するとしても、他の市区町村との関係で公平を欠くことにはならないのではないかとの意見が出され、この点について特に反対する意見はなかった。

(注12) 東京都御藏島村、新潟県加茂市、京都府相楽郡笠置町、北海道夕張市

(2) マイナンバー法上の手当て

戸籍事務において、マイナンバーの活用を行うための根拠規定を整備することを検討する。

(補足説明)

戸籍事務において、マイナンバーを活用して、他の行政事務に対して特定個人情報を提供するためには、マイナンバー法の改正が必要である（前記（1）参照）（注13）（注14）。

(注13) 戸籍事務内における活用について

市区町村及び法務局が行っている戸籍事務内におけるマイナンバーの活用に関し、具体的にどのような手当が必要かについて、法制上の観点から、マイナンバー法を所管する内閣府と現在調整中である。

(注14) 連携先となる他の行政事務について

現在、マイナンバー制度における情報連携の原則形態であって、情報提供ネットワークシステムを利用するネットワーク連携（マイナンバー法第19条第7号参照）の連携先として、①年金事務、②児童扶養手当事務、③旅券事務を候補に、関係機関との間で現在調整中である。

(3) 戸籍情報へのマイナンバー紐付けの実現方策の検討

本籍地市区町村と住所地市区町村との連携を前提として、マイナンバーを戸籍情報に紐付けるために必要な情報を戸籍の附票を利用して提供することとし、本籍地市区町村長から住所地市区町村に対してマイナンバー等を求める根拠規定を設けるものとする。

(補足説明)

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は、双方でその記載事項の変更があった場合には通知を行うことによって、双方の記載の正確性を確保している（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第9条第2項、第19条第1項及び第4項）。住基法に本籍地市区町村（戸籍側）から住所地市区町村（住民票側）

に対してマイナンバーを戸籍情報に紐付けるための必要な情報を求める根拠規定を設けることにより、戸籍の附票という既存の仕組みを用い、本籍地市区町村（戸籍側）が住所地市区町村（住民票側）から当該情報を取得して戸籍情報に紐付けることとするものである（補足資料13参照）。この方法によれば、紐付けの正確性が確保できるとともに、既存の仕組みを用いるため、紐付けに係る作業負担も比較的少なく、総合的に見て、最も合理的な方法であると考えられる。

(参考)

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第9条（略）

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3（略）

（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）

第19条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2（略）

3（略）

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(4) 個人情報保護方針について

マイナンバー法上求められる特定個人情報保護評価において、必要な個人情報保護の措置を講じるものとする。

(補足説明)

マイナンバー法に基づく特定個人情報の利用及び提供に当たっては、マイナンバー法上求められる特定個人情報保護評価（以下「情報保護評価」という。）の措置が必要となる。この情報保護評価については、セキュリティリスクやその対策を分析するものではなく、プライバシーに対する影響及び保護方策を評価する仕組みとなっており、評価の対象は個人情報単位やシステム単体ではなく事務であることに留意する必要がある。

なお、ネットワーク連携に用いる情報提供ネットワークの中間サーバーでは、連携情報から本人確認情報（住所、氏名、性別、生年月日）など個人を特定することができる情報を除いた上で、提供を求める行政機関が必要な範囲の情報について記号化したものを取り扱うこととしており、中間サーバーの情報それ自体では、当該情報の本人が特定されない仕組みとしている（注11参照）。

2 戸籍事務に関する制度上の問題点について

(1) 本籍地概念及び戸籍の編製基準について

本籍地概念及び戸籍の編製基準については、特段の見直しはしないものとする。

(補足説明)

前記1(1)のとおり、管掌者概念は特段変更しないこととすると、戸籍の正本を管理している市区町村を明らかにするという本籍の意義はなお残ること、また、マイナンバー制度導入に当たっての制度上の検討を行う本研究会において、これ以上の検討を行うことは、時間的にも困難であることからも、本籍概念について、現時点で特段の方向性を示すことは困難である。

なお、戸籍の編製単位については、韓国の身分登録制度のように抜本的に見直すべきとの意見もあったが、本籍概念と同様に、抜本的に見直すことの是非について検討するには、時間的にも困難であるとの意見が多かった。

(2) 電算化を原則とする規定振りへの変更

電算化戸籍を原則とする規定振りとするものとする。

(補足説明)

現在、戸籍法は、紙の戸籍を原則とした規定振りとなっており、電算化された戸籍事務については、特例として規定されているところ（法第118条以下）、現時点において、市区町村の99.79パーセントについて電算化が行われていること（第6の1（1））や、戸籍事務内において、マイナンバーを用いて連携情報を参照する等の電算化を前提とした事務を設けるのであれば、その事務を原則とすることが妥当であると考えられることから、戸籍法について、電算化を原則とした規定振りにする必要があると考えられる。なお、この場合であっても、依然として紙及び画像データの戸籍が存在し得る（例えば、改製不適合戸籍やデータ以外の形式で保管している副本等）ことから、例外規定として、これら紙の戸籍についての規定も存続させる必要があるものと考えられる。

(3) 文字の取扱いについて

現行の戸籍情報システムは、各市区町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市区町村ごとに異なっている。国において、マイナンバー制度における情報連携に用いる連携情報を整備するためには、名寄せを行い個人に関する戸籍情報を統合することが前提となるが、文字情報を現行のままとした場合、複数の戸籍に記録されている個人の戸籍情報を統合することが困難であるほか、住民基本台帳との突合もできず、戸籍情報にマイナンバーを紐付けることも困難である。そこで、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、法務省が管理する連携情報において、可及的に字形の同一化を図る方策が考えられる（補足資料14参照）。

このように、連携情報について文字の同定作業を行うこととするのに際し、市区町村の戸籍情報システムに存在する戸籍の正本情報における文字の取扱いが問題となる。

(考えられる案)

（甲案）特段の措置はしないものとする。

（乙案）文字の同定基準を確定・公表し、戸籍の正本に記録しその表示に用いる文字の範囲についても何らかの制限をするものとする。

(補足説明)

甲案は、従前の戸籍事務の取扱い（戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字で記載されているときは、これに対応する字種及び字体による正字等で記載する等という、平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達（以下「5200号通達」という。）における取扱方針を含む。）を踏襲するものであり、戸籍に記載された文字に愛着を持っている国民の反発は招かないと考えられる一方、文字の字形が統一されず、戸籍に記録される文字が増え続けることから、事務の効率化の妨げとなり、更に文字作成に係るコストが生じることが考えられる。

乙案によれば、戸籍に記録される文字を制限することにより、各システム間の連携が容易になり、システム上で戸籍の移記等の処理が可能になるなどの戸籍事務の効率化が期待できる。もっとも、戸籍に記載された自らの氏名の文字の字形に愛着を持つ者の反発を招くことが考えられることから、例えば、現在の戸籍の正本に記載されている文字については特段変更しないものの、転籍などの新たな戸籍への記載の際には、一定の字形に統一された文字を用いるものとする考え方があり得るところであり、制限の可否及び程度については、なお慎重な検討を要するものと考えられる。

いずれにせよ、文字についての一定の基準が示されることによって、現場である市区町村の窓口において、当事者に対する説明に用いることが可能となり、理解が得られやすくなるとの意見があった。

(4) 改製不適合戸籍の取扱いについて

改製不適合戸籍については、戸籍に記載されている者に対して、改めて改製についての告知を行うものとする。なお、改製ができない場合の対応として、情報連携用にデータ化作業を行うことも考えられる。

(補足説明)

現状の改製不適合戸籍については、紙のまま、あるいは画像データとして保存されており、法務局が保存している改製不適合戸籍の副本についても紙の状態で保存しているものがある。

前記第1のとおり、国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、マイナンバー制度における情報連携を行うとしても、現在の改製不適合戸籍のままでは連携情報

を整備することは不可能である。また、改製不適合戸籍に記載されている者は、コンビニ交付等、電算化戸籍を前提としているサービスを享受することができず、今後、電算化戸籍を対象とする新たなサービスを受けることも困難である。さらに、戸籍事務内の事務手続においても、改製不適合戸籍についてのみ、他の電算化戸籍と異なる取扱いをしなければならず、過誤の可能性も高くなるなど、事務手続上も煩雑であるといえる。

そうすると、改製不適合戸籍については、電算化戸籍に改製することが、マイナンバー制度における情報連携のためのみならず、時代の要請である戸籍の電算化の趣旨に合致し、今後の戸籍事務にとって必要不可欠であると考えられる。この点については、戸籍の電算化を始めた平成6年当時と比べて、文字に対する多くの国民がコンピュータやスマートフォン等の電子機器を用いるに至っており、国民の文字に対する意識が変化している可能性も高いとの意見もあった。

他方、文字に対する愛着が強く、その結果、改製不適合戸籍とせざるを得なかつた国民がいるという経緯も踏まえざるを得ない。

そこで、改製不適合戸籍については、まずは、戸籍の氏又は名の文字が俗字等又は誤字で記載されている者に対し、対応する正字で記載する旨の告知（5200号通達第1の2(3)と同趣旨の告知）を改めて行うこととする。なお、前記告知をした上で改製ができない場合には、戸籍の正本については、紙又は画像データの状態で維持しつつ、別途、連携情報用にデータ化作業を行うことも考えられる。おって、このように、別途、連携情報用にデータ化作業を行ったとしても、依然として正本は改製不適合戸籍のままであり、新たに該当する戸籍の届出等があり戸籍に記載をする場合は、正本に記載するとともに、別途、連携情報用のデータの更新作業が必要となる。

(5) 戸籍事務における連携情報の参照について

市区町村は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、当該事件本人のマイナンバーを活用し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、審査を行うことができるものとし、原則として、届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとする。ただし、市区町村が届書を審査するに当たり、参照することができる戸籍情報の範囲について、基本的には、当該事件本人が在籍している現在戸籍の情報の範囲にとどめることが相当と考えられるが、戸籍実務における必要性等を踏まえ、引き続き検討する。

(補足説明)

現状、戸籍の届出の際には、当該届出の受理の判断に必要がある場合には、届出人に、戸籍謄本等を添付することを求めている（規則第63条）。

しかしながら、市区町村において、届出の受理の審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することが可能になれば、届出人が戸籍謄本等を取得する負担が大きく減少するものと考えられる。

また、審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たって、除籍謄本等の情報まで参照することができない場合であっても、多くの場合、受理、不受理の判断は可能であると考えられること、現状として、届出人が添付している戸籍謄本等は現在戸籍であることからすると、参照可能な範囲については、プライバシー保護の観点から、現在戸籍と同様の範囲の情報のみとすることが相当と考えられる。もっとも、届出の受理の審査に当たって、過去の戸籍を確認しなければならない場面もある（再婚禁止期間内でないかなどの婚姻障碍事由の有無等）ところ、参照範囲を現在戸籍に限るとすると、従前どおり、直接本籍地の戸籍窓口に確認する事務が残る場合があることになる。この点については、実際の事務において、どの程度過去の戸籍に記載されている情報を確認する必要があるかも考慮しつつ、参照できる範囲を定める必要がある。

なお、市区町村において、戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たり、事件本人のマイナンバーを活用することが考えられる。

事件本人からマイナンバーを提供してもらう場合、届書にマイナンバーを記載する欄を設けて提供してもらう方法が考えられるが、死亡届のように事件本人と届出人が異なり、事件本人のマイナンバーを届出人が知り得ない場合等も想定される。その場合に、その後の事務を停滞させるべきではないとの考え方から、届出地市区町村で、戸籍情報連携システム（仮称）から、本籍、筆頭者、氏名等の情報により検索し、あるいは住基ネットから事件本人のマイナンバーを確認して、届出事務を処理することとすることも考えられる。他方、事件本人のマイナンバーが提供されない場合には、原則どおり、戸籍証明書を求めるべきではないかとの意見もあった。

マイナンバー制度においては、届出人からマイナンバーの提出を求めることが原則であるが、例えば、マイナンバーの提供によって、届書の記載の一部を省略することを認める等（本籍地等）の取扱いをすることによって、マイナンバーの提供に理解を得ることを検討することが適当である。

(6) 届書等の電子化、保存について

届書その他の書類（以下「届書等」という。）については、届出等を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するとともに、届書等自体を一定期間保存することとし、現在行われている本籍地市区町村及び法務局等への送付事務は行わないものとする。また、戸籍を記載する本籍地の市区町村で活用できるよう、届書のうち必要事項を入力した情報も戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。

戸籍情報連携システム（仮称）に保存されたこれらの情報は、本籍地の市区町村の戸籍事務及び管轄法務局の指示等の事務において参照できるようするものとする。

届書については、様式及び用紙の大きさに加え、電子化による事務の障害とならないよう、一定の制限を行うものとする。

(補足説明)

現状、届書等については、これを受理した市区町村が届出に係る本人の本籍地でなければ、本人の本籍地の市区町村に目録を付して送付される。その場合、本籍地において戸籍の記載が終了すると、届書等は、管轄法務局に送付されている。

また、届出先が本籍地の市区町村ではない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受理した市区町村及び本籍地の市区町村の双方で入力するといった事務の重複が生じている。

他方、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度自体は維持することとしていることから、届出を受理した市区町村が本籍地市区町村でない場合に、戸籍の記載まで行うことはできない。

そこで、上記事務負担を軽減する目的から、届書等の情報を電子化することにより、受理地及び本籍地の市区町村や管轄法務局において情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することが合理的であると考えられる。

この場合、電子化する対象については、本籍地市区町村で戸籍の記載を行う際に、届書の添付書類を改めて確認することもあり得るため、届書だけではなく、その添付書類についても電子化する必要があるものと考えられる。また、電子化する届出事件の範囲について、例えば、その市区町村に本籍がない者の届出事件に限るとすると、保存方法及び期間の区別も検討しなければならない上、電子化しない管轄法務

局への送付事務も発生することから、範囲に上記のような限定をせずに一律に、受理地市区町村において電子化することが相当であると考えられる。

また、電子化した届書情報については、市区町村においては、戸籍の記載のために必要なものであるから、戸籍を記載する本籍地市区町村に限り参照を可能とすれば足りるものと考えられる。

なお、原本である紙の届書等については、届書等について電子化して国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとすると、法務局において保管する必要は必ずしもないものと考えられる一方、戸籍に受理者が記載され、公証されていることからしても、保管も受理地市区町村で保管することが合理的なものと考えられる。もっとも、紙の届書等の保存期間については、保存の負担を軽減するため、現在の5年以下に短縮することが相当である。

その他、届書等の電子化に関連して、加工された届書の取扱いについて問題となり得る。

すなわち、届書の様式については、法第28条のほか、規則第59条において出生、婚姻、離婚、死亡の4届書について規定されており、昭和59年11月1日付け法務省民二第5502号民事局長通達によって標準様式が定められているが、いずれも用紙の大きさ、様式を定めているのみである。現在、特に婚姻の届書について、各市区町村や各事業者が作成した独自のデザインを施した、いわゆるデザイン婚姻届やラミネート加工を施した届書が提出された例もあり、読み取りが容易でなくラミネート加工されている部分に文字を記載することができないなど、現実に事務に支障を来している場合もある（注15）。

今後、届書等について、スキャナーで読み込む方法によって電子化することを前提とすると、いわゆるデザイン婚姻届やラミネート加工等された届書は、届書に記載されている文字を正しく電子化することができず事務に支障が生ずる可能性もある。

他方、既に一定数の市区町村が、民間事業者と共同でデザイン婚姻届を作成しているほか、依頼者の要望に応じた婚姻届を作成している事業者も存在しており、このような現状を踏まえる必要もある。

これらを踏まえつつ、届書の用紙について、少なくとも通達で定める様式の上に重なる形でのデザインを禁止する、ラミネート加工等は行わないことなどの制限をすることの是非を検討したところ、届書を電子化する以上、一定の制限が必要ではないかとする意見が多く見られ、特段の異論はなかった。

その他、現在行っている届書の付せん処理についても、届書の電子化に伴い、従来付せんに記載して届書に貼付していた内容を別紙とするなどの事務の見直しが必要であるとの意見があった。

(注15) 本研究会の会議内で、東京都内のある自治体ではその自治体に本籍を有する者の婚姻届について、一か月分集計をしてみたところ、約18%がいわゆるデザイン婚姻届であったと本研究会の会議内で報告された。

(7) 疑義のある届出に係る審査の在り方

法務局又は地方法務局の長は、法第3条第2項の指示又は助言をするに当たり、必要があると認めるときは、届出人その他の関係者に対し、文書の提示等を求め又は質問をすることができるものとする。

(補足説明)

届出に対する法務局及び市区町村長の審査（調査）権限については、市区町村長は基本的に書面による審査を行うものとされ、従来から市区町村長の審査において疑義が生ずる場合には、法務局において、届出関係者の供述を聴取するなどの調査をした上で、届出を受理すべきか否かについての指示等（法第3条第2項）を行っている実情にある。しかし、法務局の調査権限については、戸籍法の規定上明文化されていないことから、同法に、届出人その他の関係者に対する質問権などの調査に関する新たな規定を設けるか、他方、市区町村の戸籍窓口における調査に関する規定を設けるかなどの検討を行った。現在、法務局及び市区町村長が行っている権限について、必要に応じて明文化された規定を置くこと自体については、特段の異論はなかった。

これらの議論を踏まえ、法務局が、市区町村に対して戸籍の届出その他戸籍事務について指示等（法第3条第2項）を行うに当たり、必要と認める場合に、届出人その他の関係者への質問等の調査ができる規定を置くことを提案するものである。この場合の届出人その他の関係者とは、通常、届出人や事件本人、証人等のほか、他の行政機関も含み得るものとしている。

もっとも、上記のような規定を設けるとしても、その権限の範囲は不明確ではないのかとの指摘もあり、この点はなお検討をすることとされた。また、一定の制限を課したとしても、権限規定を設けることにより、想定よりも広い範囲の調査義務が生じかねず、従来、基本的に戸籍及び届書等の書類に基づいて審査を行ってきた

戸籍事務の在り方に影響を及ぼすのではないかとの懸念も指摘され得る。さらに、上記のような規定を設けることによって、市区町村の戸籍窓口が従来行っていた届出人に対する質問等までできなくなるのではないかとの疑義も示されたが、この点については、そもそも市区町村長が、戸籍の届出について法律上の要件を満たしているか否か審査し、受理をする権限を有する以上、必要な範囲で届出人等に対して質問等を行うことは当然可能であり、明文規定がなくとも現行法も予定していると考えられるとの意見があつた。

(8) 戸籍訂正制度の在り方

戸籍訂正許可審判手続又は確定判決に基づく戸籍訂正手続によらない戸籍訂正手続を拡大する必要性はないか、法制上の問題も含め、なお引き続き検討を行う。法第116条第2項については、削除するものとする。

(補足説明)

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、主に、①市区町村長が職権で訂正することができる事項が限られている。そのため、例えば、訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができない、②訂正事由があることが発見された場合であっても、届出人等が実際に訂正許可審判の手続をとっているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、届出人等が戸籍訂正申請をするかどうかを見極める期間に係る規定がない、③市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず、市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていない、点などが主な問題点として挙げられた。

加えて、審判の内容が、一般的に法令違反と考えられる場合であっても、当該審判の無効をもたらすような重大な法令違反がない限り、審判書のとおり戸籍を訂正せざるを得ないとされている点についても、戸籍事務において具体的な事案における対応に苦慮する原因となっているところであるが、戸籍訂正制度の在り方を検討する上では考慮する必要がある。

さらに、今後、戸籍情報にマイナンバーを紐付けると、種々の原因で発生している複本籍が大量に発見されることも十分予想され得る。

そこで、①、②について、法第24条第2項の場合以外に、一定の範囲で、例えば、⑦戸籍の記載又は届書等との比較対照により、訂正事由（第24条第1項）が

認められる場合や、①戸籍の記載について、公正証書原本不実記載罪等に当たることが明らかな場合、その他これらに準ずるような場合には、戸籍訂正許可審判手続を経ずとも戸籍訂正手続を行うことが考えられる。もっとも、⑦及び①以外に、どこまで戸籍訂正許可審判手続を経ずに戸籍訂正を行うことができることとするのか、なお検討することとされた。今回の改正においては、市区町村長が戸籍事務管掌者であるという現在の制度を維持するため、市区町村長が戸籍訂正の主体となるが、市区町村長は、管轄法務局の長に戸籍訂正の許可を求める旨の規定を設けることが考えられる。加えて、現在でも先例により市区町村長限りで職権で戸籍を訂正することが認められている場合もあることから、この点についても、その根拠規定を置くことは、戸籍の記載の正確性を確保する上で、有益であると考えられる。

また、戸籍訂正許可審判手続を経ずにして行うこととされる範囲の戸籍訂正を、戸籍に記載されている者が求めたにもかかわらず、それが認められなかつた場合において、不服申立手続を設ける必要があるのか、あるいは、現行の法第113条、第114条に基づいて家庭裁判所へ戸籍訂正許可審判の申立てを行うこととするのかも問題となり得る。この点、戸籍訂正許可審判手続を経ない戸籍訂正制度を認めた場合、その訂正内容に不服がある者については、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とすることも考えられるが、戸籍の記載については、人の親族的身分関係に関する事項であることから、従来、裁判所での審理に委ねられ、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とされていなかつたことや、人訴事項については従前どおり裁判所による審理に委ねるべきことからすると、戸籍訂正許可審判手続を経ないでされた戸籍訂正手続の結果について不服がある場合には、現行の法第113条、第114条の規定により裁判所の判断を求めるもあり得るとの意見があつた。もっとも、この場合には、法第113条、第114条の手続によることを明らかにすべきとの意見もあつたところである。

その他、現行の戸籍訂正制度の問題点のうち、③市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず、市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていない点について、市区町村長又は管轄法務局の戸籍訂正許可審判手続への関与を認める規定の要否も検討されたが、家事事件手続法上の事実の調査の規定（家事事件手続法第58条）が既に設けられていることとの関係について、なお検討すべきものとされた。

なお、法第116条第2項については、適用される場面がないと考えられることから、削除することについては、特段の反対はなかつた。

(9) 人事訴訟・家事審判等の戸籍記載の在り方

嘱託による戸籍記載について、特段の見直しはしないものとする。

(補足説明)

人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方として、家庭裁判所からの嘱託を原則化あるいは拡大化することについて、届出を前提としている戸籍法において、報告的届出について嘱託による戸籍記載にすることに合理的な理由があるのか、また、裁判離婚、裁判離縁の確定後、離婚事項・離縁事項を戸籍に記載する際に、あらかじめ婚氏・縁氏統称の届出（法第73条の2、第77条の2）や新戸籍編製の申出（法第19条第1項ただし書）を行わなければならないことから、嘱託による戸籍記載になじむのかとの問題点の指摘があった。

嘱託による戸籍記載の原則化あるいは拡大については、実体法や、家事事件手続法等との整合性を図りながら検討する必要があるところ、今般のマイナンバーが制度導入に当たっての制度上の検討を行う本研究会において、これ以上の検討を行うことは困難であるとされた。

(10) 戸籍謄本等の交付請求の在り方

本籍地以外の市区町村に対し、戸籍謄本等の交付請求をすることができることとするか否かについては、その問題点も含め、なお慎重に検討する。

(補足説明)

本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付について、法第10条に基づく本人等請求については、一定の必要性があるとの意見があった。これに対し、法第10条の2に基づく第三者請求について、要件を満たすか否かは対象となる戸籍情報を備えている市区町村が直接判断すべきであり、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付は認めるべきではないとの意見が多く見られたところである。さらに、仮に戸籍謄本等の交付を認めなかった場合の処分決定者とその後の不服申立ての相手方が誰になるか、戸籍情報へのアクセス制限の確保等、実務上の問題が多いとの意見もあった。

他方、第三者請求についても、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付を認めないとする合理的な理由は見当たらないとの意見も一部にあった。

第1で記載したとおり、マイナンバー制度における情報連携のためのシステムの在り方については、国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築することとし、市区町村における戸籍の正本及び戸籍情報システムについては維持することとしている。そうすると、戸籍の正本情報は、依然として市区町村に存在することになり、また、個々の戸籍情報システムは、相互には連携していないままとなる。戸籍謄本等については、戸籍事務管掌者である市区町村長が管理する戸籍の正本を基に証明することが原則であるところ、本籍地以外の市区町村の窓口において、戸籍の正本情報から証明書を交付することは困難となる。

他方、国において整備する連携情報は、飽くまで連携用の情報であり、正本情報の文字と字形が異なることがあり得る。そうすると、戸籍事務管掌者である市区町村長が、国の管理する連携情報から、正本情報と異なる証明書を交付することの可否、その権限の在り方などについての検討が必要であり、法定受託事務として市区町村長を戸籍事務管掌者とする戸籍事務の在り方に大きな影響を及ぼすものであると考えられるため、なお十分な整理が必要であると考えられる。

その他、現在、住所地市区町村と本籍地市区町村が異なっている場合であっても、コンビニエンスストアのマルチコピー機から戸籍証明書の交付を可能とする、いわゆるコンビニ交付を導入する市区町村が増加しており、今後も更に増加する見込みであるから、このコンビニ交付と、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付との棲み分けについても、整理する必要があるものと考えられる。また、戸籍システム検討ワーキンググループの中間取りまとめ（補足資料12）で提言されたベンダー別のクラウド化が進めば、その範囲内では、正本情報を直接連携することが技術的に可能となることにも留意する必要がある。

仮に、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍謄本等の交付を行わない場合、戸籍謄本等の収集の負担は、課題として残ったままとなる。そこで、戸籍謄本等の収集の負担の軽減を図るための一定の方策について、例えば、法務局において、本籍地の所在（履歴）を教示するサービスを設けることも一案と考えられる。本籍地については、戸籍に関する国民の意識調査を実施した際（資料17の4（1））に、大多数（約97%）の人が知っているとの回答であったものの、本研究会において、実際の窓口では正確に把握していない人も多いとの意見も出されたこと、一部の市区町村における窓口調査の結果、実際に戸籍謄本等の請求に当たって正確な本籍を記載することができた割合は約半数程度であったことを踏まえると、事前に戸籍謄本等の請求先である本籍地の履歴を事前に入手することができれば、戸籍謄本等の

収集の負担が軽減できるのではないかとの考えに基づくものである。

(11) その他の論点

ア 戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名

戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名については、特段の制度を設けないものとする。

(補足説明)

現在、戸籍法上根拠がなく、記載事項となっていない戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名について、利便性の観点から戸籍の記載事項として追加することは問題が多いとの意見があり、これに対する特段の異論はなかったところである。

具体的な意見等は、以下のとおりである。

すなわち、仮に振り仮名を戸籍に記載するとした場合には、それは、氏、名の一部となるのか否かその法的位置付けが不明であるだけでなく、その振り仮名も戸籍の記載事項となるのであるから、仮に変更、訂正をするのであれば戸籍訂正（法第113条以下）、あるいは、振り仮名も含めて氏及び名とすれば氏名の変更（法第107条、第107条の2）の規律に服することとなり、家庭裁判所での審判が必要となることが考えられる。

また、氏名の漢字と振り仮名との関連性の問題がある。仮に、届出人が当該漢字の音、訓又は字義に全く関係のない振り仮名を届け出た場合に、漢字との関連性を考慮せず、届出のとおりの振り仮名を戸籍という公簿に記載することすると、漢字とその読み方を公の機関が公認したものと考えられることになりかねない（子の名に用いることができる文字が人名用漢字と常用漢字であることを踏まえ、両者の関係を考慮すると、国語行政に影響を及ぼす問題となりかねない。）。一方、氏名の漢字と振り仮名との間に関連があるか否かについて、戸籍窓口で審査をすることとする場合には、その判断は、非常に困難であると思われる（その結果、窓口である市区町村において相当の混乱が予想される。）。

仮に、全ての戸籍に一律に振り仮名を付すこととする場合には、全国民に対して郵送等により自己の氏名の振り仮名を届出させる必要があり、国民の負担が大きい上に、市区町村の作業量が膨大となり、相当混乱が生ずることが想定され、現実的でないと考えられる。一方、出生届等の届出がされた段階で、順次、氏名の振り仮名を戸籍に記載していくことも考えられるが、この場合も、同じ氏であ

る親子や兄弟が、それぞれ別の届出において、異なる振り仮名を届け出る可能性があるため、その都度、事件本人の親族が在籍する戸籍に記載された氏名の振り仮名を確認する等、届書の受否を判断する上で審査が必要となり、相当混乱が生ずることが考えられる。

また、そもそも、親子や兄弟の氏について、異なる振り仮名で別々に届出がされた場合、実質的審査権を有しない市区町村において、どちらが正しいかを判断することは極めて困難である。

一方、全く審査（確認）をしないまま受理し、届書に記載されたとおり戸籍に記載した場合、連続する戸籍間に不整合が生じることとなり、その結果、戸籍訂正がされるまでの間、正確でない情報が公示され続けるという問題が生じる。

これらの問題の解決は困難であり、戸籍実務上及び一般国民の社会生活上混乱を生じさせることになるものと考えられることから、戸籍に振り仮名を記載する取扱いとすることについては、その必要性や国民の意識も踏まえ、なお慎重に検討すべきである。

イ 死亡届出の届出人資格の拡大

死亡届出の届出人資格について、死後事務受任者を含めることとするなど、拡大するものとする。

（補足説明）

法第87条は、第1項で、死亡届出義務者として、第1順位で同居の親族、第2順位でその他の同居者、第3順位で家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人と定め（順位にかかわらず、届出は可能。）、第2項で届出資格者として、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができると定めている。第2項の届出資格者は、昭和51年改正により設けられ、平成19年改正により同居の親族以外に届出資格者が拡大された。

現在、近年の社会状況を反映して、身寄りのない高齢者を中心に死亡後の諸手続について第三者に事前に委任する死後事務委任契約が増加しているとされる。しかし、法第87条第2項に規定していない死後事務受任者は死亡届の届出人になることができないところ、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から死後事務受任者について、届出資格者に加えることの要望が出されている。

そこで、死後事務受任者についても、死亡届の届出資格者に加えることについて、検討するものである。なお、死後事務受任者の範囲について一定の制限をすべきか否か、すなわち、任意後見受任者で死後事務受任者の場合、公正証書により死後事務について受任していることの証明は可能であるが、その他死後事務のみを受任しているような場合があるのか、その場合、どのような契約を行っているのか、死後事務委任・受任の実情も踏まえて、検討する必要がある。

ウ その他

その他、所要の整備を行うものとする。

戸籍制度に関する研究会の開催経過

○第1回（平成26年10月29日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する検討課題について（自由討議）

○第2回（平成26年12月3日）

＜検討内容＞

- ・番号制度（マイナンバー制度）導入について
 - ① 番号制度の導入検討について
 - ② 戸籍事務等の現状
 - ③ 具体の方策

○第3回（平成26年12月18日）

＜検討内容＞

- ・戸籍の事務処理上の問題点とシステムの一元化の是非等について
 - ① 戸籍事務の現状
 - ② 現状の戸籍の事務処理上及びシステム上の問題点と原因の分析
 - ③ 対応策

○第4回（平成27年1月29日）

＜検討内容＞

- ・システムの一元化に伴う制度の見直しの要否について
 - ① 届書類情報の共有・保存の在り方について
 - ② 戸籍謄本等の本籍地以外での交付の可否について
 - ③ 戸籍手続のオンライン化の在り方について
 - ④ 「本籍」概念をどのように位置付けるかについて

○第5回（平成27年2月19日）

＜検討内容＞

- ・戸籍記載の正確性の担保について
 - ① 疑義のある届出に係る審査の在り方
 - ② 戸籍訂正制度の在り方
 - ③ 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方

○第6回（平成27年3月12日）

＜検討内容＞

・戸籍記載の正確性の確保（続）及び新戸籍法の構成について

- ① 戸籍訂正制度の在り方に関する検討の方向性について
- ② 無戸籍者問題について
- ③ 新戸籍法の構成について

○第7回（平成27年5月28日）

＜検討内容＞

・第二読会における検討方針について

- ① 番号制度（マイナンバー制度）の導入について
- ② 戸籍事務を処理するシステムの一元化（クラウド化）について
- ③ 戸籍システム検討ワーキンググループについて

○第8回（平成27年6月25日）

＜検討内容＞

・第二読会における検討方針について（2）

- ① 第二読会において検討すべき論点について
- ② 戸籍謄本等の主な行政手続における利用状況について
- ③ システムワーキンググループでの議論について

○第9回（平成27年7月30日）

＜検討内容＞

・戸籍記載の正確性の担保について

- ① 疑義のある届出に係る審査の在り方
- ② 戸籍訂正制度の在り方

○第10回（平成27年9月25日）

＜検討内容＞

・戸籍情報システムの形態等・戸籍記載の正確性の担保について

- ① 戸籍情報システムの在り方・形態等について
- ② 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方について

○第11回（平成27年10月29日）

＜検討内容＞

・戸籍情報保持形態の比較検討・戸籍事務管掌上の問題点等について

- ① システムワーキンググループでの議論について
- ② 戸籍事務管掌上の問題点について
- ③ 本籍概念について

○第12回（平成27年12月24日）

＜検討内容＞

- ・戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲・戸籍届出に関する論点等について
 - ① システムワーキンググループでの議論について
 - ② 戸籍の届出に関する論点について
 - ③ 戸籍等に記録する文字について

○第13回（平成28年1月28日）

＜検討内容＞

- ・マイナンバー制度における個人情報保護と戸籍制度における個人情報保護について
 - ① 新システムにおける戸籍情報保護方針の検討（制度面における検討の進め方とシステム面との関係について）
 - ② 現行の戸籍法と個人情報保護法制との関係について
 - ③ 現行の戸籍法制とマイナンバー制度上の個人情報保護措置との関係での論点について
 - ④ その他（システムワーキンググループにおける議論）について

○第14回（平成28年3月28日）

＜検討内容＞

- ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等「中間報告書（概要）」案について
- ・韓国における身分関係登録制度等について
- ・その他

○第15回（平成28年5月17日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する研究会の取りまとめに向けて
- ・その他

○第16回（平成28年6月14日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する研究会の取りまとめに向けて（2）
- ・戸籍に記録する文字に係る制度上の課題について
- ・戸籍謄本等の交付請求の在り方について

○第17回（平成28年7月26日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する研究会の取りまとめに向けて（3）

- ・その他

○第18回（平成28年11月7日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する研究会の中間取りまとめに向けて
- ・その他

○第19回（平成29年4月11日）

＜検討内容＞

- ・戸籍システムワーキンググループの中間取りまとめについて
- ・その他

○第20回（平成29年6月1日）

＜検討内容＞

- ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（1）

○第21回（平成29年6月27日）

＜検討内容＞

- ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（2）

○第22回（平成29年8月1日）

＜検討内容＞

- ・戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ（案）について

以 上

戸籍制度に関する研究会委員名簿

学者（50音順）

大橋 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科教授
木村 敦子	京都大学大学院法学研究科准教授
窪田 充見（座長）	神戸大学法科大学院教授
須藤 修	東京大学大学院情報学環長
辻 琢也	一橋大学法学研究科教授
畠 瑞穂	東京大学大学院法学政治学研究科教授

弁護士

磯谷 文明	東京弁護士会
-------	--------

戸籍法研究者・市区町村実務担当者（肩書は研究会参加当時）

木村 三男	日本加除出版株式会社顧問
高橋 和義	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会幹事長（～第6回（H27. 3））
川西 達明	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会事務局書記（～第6回（H27. 3））
唐沢 啓子	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会幹事長（第7回（H27. 5）～第14回（H28. 3））
浦野 芳生	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会幹事長（第15回（H28. 4）～第18回（H28. 11））
神部 栄一	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会事務局書記（第7回（H27. 5）～第18回（H28. 11））
大野 容一	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会幹事長（第19回（H29. 4）～）
坂本 晴子	全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会事務局書記（第19回（H29. 4）～）
高橋 昌昭	東京戸籍住民基本台帳事務協議会事務局書記・東京都大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当係長

※第6回までは協議会事務局書記、第7回以降は戸籍住民担当係長

最高裁判所（肩書は研究会参加当時）

馬渡 直史	最高裁判所事務総局家庭局第一課長（～第6回（H27. 3））
石井 芳明	最高裁判所事務総局家庭局第二課長（第7回（H27. 5）～）

内閣官房（肩書は研究会参加当時）

金崎 健太郎	内閣官房社会保障改革担当室参事官（～第16回（H28. 6））
福田 毅	内閣官房社会保障改革担当室参事官・内閣官房番号制度推進室参事官（第17

回 (H28. 7) ~)

三橋 一彦 内閣官房社会保障改革担当室参事官・内閣官房番号制度推進室参事官 (第17回 (H28. 7) ~)

内閣府 (肩書は研究会参加当時)

阿部 知明 内閣官房社会保障改革担当室参事官・内閣府大臣官房番号制度担当室参事官 (~第16回 (H28. 6))

総務省 (肩書は研究会参加当時)

篠原 敏博 総務省自治行政局住民制度課長 (~第16回 (H28. 6))

阿部 知明 総務省自治行政局住民制度課長 (第17回 (H28. 7) ~)

法務省 (肩書は研究会参加当時)

山崎 耕史 法務省民事局民事第一課長 (~第16回 (H28. 6))

渡邊 ゆり 法務省民事局民事第一課長 (第17回 (H28. 7) ~)

武見 敬太郎 法務省民事局付 (~第6回 (H27. 3))

北村 治樹 法務省民事局戸籍企画官 (第7回 (H27. 5) ~)

渡辺 諭 法務省民事局付 (~第14回 (H28. 3))

大塚 竜郎 法務省民事局付 (第15回 (H28. 4) ~第18回 (H28. 11))

神吉 康二 法務省民事局付 (第19回 (H29. 4) ~)

杉谷 達哉 法務省民事局民事第一課補佐官 (第7回 (H27. 5) ~)

櫻庭 優 法務省民事局民事第一課補佐官 (第19回 (H29. 4) ~)

以 上